

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

策定日：平成27年4月8日

岐阜県

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1. 岐阜地域

(1) 現況

岐阜地域の農業は、野菜・果実を中心とする都市近郊農業を形成し、いちご・かき・えだまめ・にんじん・ほうれんそう・だいこんなど、県下有数の産地として新鮮野菜供給の役割を果たしている。

耕作面積は減少していることから、優良農地を中心に保全を努め、多面的な機能が効果的に発揮されるように努めることが重要である。

(2) 目標

(1)の現状、地域の特徴を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号から3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮を促進することとする。

2. 西濃地域

(1) 現況

西濃地域は県の農地の約3分の1を占め、水稻と麦・大豆を組み合わせた大規模な土地利用型農業が展開され、県の主要な穀倉地帯となっているが、土地利用型農業は依然として個別経営体や任意組織が多く、経営感覚のある認定農業者や法人化への誘導が必要となっている。

また、豊かな自然環境を生かし、トマト・きゅうり・いちご・花き等の施設園芸、なばな・ほうれんそう等の露地野菜、かき・なし等の果樹栽培、肉用牛、酪農、養豚、養鶏等の畜産も盛んである。

耕地面積の増減はほとんどないが、大規模な土地利用型農業が展開できるよう農地の保全を努めることが重要である。

(2) 目標

(1)の現状、地域の特徴を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号から3号に掲げる事業を推進することにより、

多面的機能の発揮を促進することとする。

3. 中濃地域

(1) 現況

中濃地域は岐阜県のまん真ん中に位置し、南部の平坦都市近郊から、北部と東部の中山間地域に至る変化に富んだ立地条件を有しており、平坦地では、水稻・野菜・果樹・花き・畜産を中心とした集約型農業が展開され、中山間地域では、冷涼な気象条件を生かして、美濃白川茶・ひるがの高原だいこん・夏秋トマト・飛騨牛・牛乳等の一大銘柄産地が形成されている。

耕地面積の増減はほとんどないが、農地の保全に努めることが重要である。

(2) 目標

(1)の現状、地域の特徴を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号から3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮を促進することとする。

4. 東濃地域

(1) 現況

東濃地域は都市的地域を中心とする西部（多治見市、瑞浪市、土岐市）と中山間地域である東部（中津川市、恵那市）で構成されている。

東部を中心として、気候を生かした水稻・夏秋トマト・夏秋なす・鉢花・くりの生産が盛んである。

また、西部は養鶏が、東部では肉用牛（飛騨牛）・酪農・養豚・養鶏が盛んである。

耕地面積の増減はほとんどないが、農地の保全に努めることが重要である。

(2) 目標

(1)の現状、地域の特徴を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号から3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮を促進することとする。

5. 飛騨地域

(1) 現況

飛騨地域は中山間地域に位置するが、都市近郊地域及び山すそ等の条件不利地域に区分することができる。近郊地域等では、大量生産品目である夏秋トマト・夏ほうれんそうの一大産地が形成されている。飛騨牛についても、全国ブランドとなっている。

耕地面積は減少傾向にあることから、優良農地の保全と山間部の耕作放棄地を未然に

防ぐよう努めることが重要である。

(2) 目標

(1) の現状、地域の特徴を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号から3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮を促進することとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後のその実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包括され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

2 促進計画の目標

目標年次を定める場合は、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

- 3 促進計画の区域内でその実施を促進する多面的機能発揮促進事業に関する事項
法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村の判断により、農業者団体等の取組を促進する観点からの地域協議会の活用等必要と認められる事項を記載する。

第4 その他農業の有する多面的機能発揮の促進に関する事項

- ①第三者委員会による施策の点検及び効果の評価を実施する。
②岐阜県内における推進体制については、各事業で定める体制とする。
③関係者間における連携の確保については、必要に応じその都度関係者、担当者を招集し対応する。